

事業者の皆様へ

労働関係法令等遵守状況セルフチェックシート等の提出（試行）について

茨木市では、「茨木市公契約に関する指針」の規定に基づき、本市が発注する業務に従事される方の適正な労働環境の確保と、業務品質の向上を図るため、登録に際して指導文書（茨木市公契約の受注・履行にあたっての留意事項）を遵守する旨の誓約書を提出していただいておりますが、平成29年度から、受注者様自身において改めて確認していただき、その報告として労働関係法令等遵守状況セルフチェックシート等を提出していただくことといたします。

本試行の目的をご理解の上、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

1. 対象となる契約

- (1) 予算額が500万円以上（年間あたり）で、年間を通じて継続的に役務の提供を受ける施設清掃・警備・管理業務委託、及び、ごみ収集業務委託

2. 提出書類

- (1) 労働関係法令等遵守状況セルフチェックシート（別添様式1）
- (2) 所管の労働基準監督署の受付印が押印された就業規則の頁の写し（労働基準監督署に対する届出義務の無い事業者様は除きます。）

3. 提出方法

入札等の結果、契約の相手方となった場合は、契約締結後、速やかに担当課へ提出して下さい。複数案件を受注された場合においても、契約案件ごとに提出願います。（契約の相手方とならなかった場合は提出する必要はありません。）

4. その他

- (1) セルフチェックシート中において、改善が必要な項目（チェック欄の「いいえ」に○）がある場合は、書面により改善を指示します。
- (2) 受注者様は、改善の指示があった場合は、改善内容を記載した報告書（任意様式）を速やかに担当課へ提出してください。
- (3) セルフチェックシート等の書類の提出、あるいは、改善指示があった場合における改善報告書の提出について、対応いただけない場合は、指名停止の措置を行うとともに、契約解除、関係機関への通報等を行うことがあります。